静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針

令和7年3月 静岡県

目次

はじ	めに
1	方針策定の背景と趣旨2
2	位置づけ2
第一	·章 日本語教育の推進の基本的な方向
1	日本語教育推進の目的3
2	県の責務4
3	各主体に期待される役割4
4	県と関係機関との連携強化5
第二	·章 日本語教育についての県の施策に関する事項
1	日本語教育の機会の拡充6
	(Ⅰ)外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
	(2)外国人留学生に対する日本語教育
	(3)外国人等の被用者等に対する日本語教育
	(4) 地域における日本語教育13
2	県民の理解と関心の増進15
3	日本語教育に従事する者の能力及び資質の維持向上
第三	章 その他日本語教育の推進に関する事項
1	推進体制
2	日本語教育関連施策の推進計画及び方針の見直し
<参:	考資料>
静岡!	県日本語教育基本方針検討会議
本県の	の外国人を取り巻く状況

<用語について>

本方針における「外国人」は「外国籍の人」を指し、「外国人等」には、外国にルーツを持つ日本語習得が必要な日本国籍の人も含みます。

はじめに

I 方針策定の背景と趣旨

静岡県では、平成2年の入管法改正「以降、ブラジル、ペルー等の中南米諸国やフィリピンから多数の日系人とその家族が来日し、定住するようになりました。その多くが日本語能力を要件としない「身分又は地位に基づく在留資格²」により本県に在住していることから、滞在期間と日本語能力が連動せず、長く日本に住んでいても日本語でのコミュニケーションが難しいことが、本県の在住外国人を取り巻く長年の課題となってきました。

また、平成 29 年には技能実習法³が施行され、ベトナム・インドネシア等から多くの技能実習生が本県で就労するようになりました。技能実習制度は令和6年に見直しが行われ、育成就労という、早期の転籍や長期滞在・家族帯同への移行を可能とする在留資格が創設される⁴こととなりました。

在留外国人の増加を踏まえ、令和元年には、日本語教育の推進を目的とした「日本語教育の推進に関する法律(以下「法」という。)」が施行され、国、地方公共団体、事業主の責務等が示されました。本県では、法の施行を受け、令和2年に「静岡県地域日本語教育推進方針」を定め、地域における日本語教育の推進に取り組んできましたが、この方針策定後も、国による日本語教育推進基本方針5の策定や、日本語教育機関認定法6の成立など、日本語教育を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

令和5年12月末には、本県に在住する外国人は115,642人⁷と過去最高を更新し、その国籍も120カ国以上の国と地域にのぼっています。彼らが日本で長く生活し、活躍するためには、日常生活はもちろん、職場や学校等様々な場面で日本語能力が求められるため、日本語教育の重要性は高まっています。今後更に本県に在住する外国人とその家族が増えることとなれば、そのニーズは一層増加するものと考えられます。本県は、日本語教育の推進は日本人と外国人が手を携える多文化共生社会の実現に資するものとの認識の下、「静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針(以下「本方針」という。)」を策定し、日本語教育に係る体制を整備し、日本語教育を推進していくこととします。

2 位置づけ

本方針は、法第十一条に基づき、静岡県における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定するものです。

本方針に基づく取組は、静岡県の関連する方針・計画と整合性を図りながら推進するものとし、特に、静岡県の多文化共生施策の全体計画である「静岡県多文化共生基本計画」 に基づく取組は、本方針と一体的に推進していきます。

[|]「出入国管理及び難民認定法」。法改正により東海地方を中心に日系人労働者及びその家族の受入れが進みました。

²「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」があり、就労制限や日本語要件がない在留資格です。

³「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(H29.11 施行)

⁴令和6年6月に入管法及び技能実習法改正案が成立し、国は、3年以内の施行を目指しています。

⁵「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な方針」(R2.6 閣議決定)

⁶「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(R6.4 施行)

⁷出入国在留管理庁「在留外国人統計」(R5.12月末現在)

第一章 日本語教育の推進の基本的な方向

Ⅰ 日本語教育推進の目的

法第一条によると、日本語教育推進の目的は「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与する」ことです。

また、日本語教育の推進に当たっては、法第三条に定める次の基本理念にのっとって実施する必要があります。

- (1)日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- (2) 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければ ならない。
- (3)日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策 並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- (4)日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するもの であるとの認識の下に行われなければならない。
- (5)日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- (6)日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- (7)日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期(満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

本県では、法及び国の日本語教育推進基本方針の趣旨を踏まえ、日本語教育についての県の施策に関して、以下項目について、具体的な方向性を定め、日本語教育を推進していきます。

日本語教育の機会の拡充

- (1)外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生に対する日本語教育
- (3) 外国人等の被用者等に対する日本語教育
- (4)地域における日本語教育
- 2 日本語教育に関する理解と関心の増進
- 3 日本語教育に従事する者の能力及び資質の維持向上

県の責務 2

県は、日本語教育に携わる関係機関との適切な役割分担を踏まえ、県全域に地域の実情 に応じた日本語教育を推進するための体制整備、実態調査及び方針の策定を行います。市 町の日本語教育担当者や指導者への研修、県内関係者のネットワークづくり、他事業との 連携協力や広報等を実施します。特に、外国人が少なかったり、新たに外国人が増加した りしている市町が日本語教育を推進する体制を取ることができるよう、市町を支援しま

各主体が期待される役割を十分に担うことができるよう、関係機関と連携して県内の日 本語学習環境を整備します。8

3 各主体に期待される役割

(1)市町

市町は、地域住民として生活する外国人等にとって最も身近な基礎自治体として、各自 治体において日本語教育推進のための体制を整備し、地域の実情に沿って日本語教育を実 施することが求められます。

外国人等のニーズの把握や地域住民の理解を得ること、日本語学習者及び日本語教育人 材からの相談に応ずること、学習支援者の養成が望まれます。また、県及び各主体と連携 し、市町内外の日本語教育人材・情報リソースを活用して域内における日本語教育を推進 することが望まれます。⁹

(2) 事業主

外国人等を雇用する事業主は、本方針に基づき県・市町が実施する日本語教育の推進に 関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等に対し、職務または生活に必要な 日本語を習得するための学習機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが 望まれます。また、法の趣旨を踏まえ、雇用する外国人等の家族に対しても、可能な限り 同様の支援に努めることが望まれます。10

(3) 地域国際化協会、国際交流協会等||

県国際交流協会は、地域の国際交流・多文化共生を推進する中核的民間国際交流組織と して、市町国際交流協会や NPO、支援団体等との既存のネットワークを活かしつつ、県と 連携し、本方針に基づく日本語教育を推進するための取組を行うことが期待されます。

⁸文化庁国語課「地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について」(R5.3.10 文化庁国語課)の趣旨を踏まえて います。

⁹同ト

¹⁰日本語教育推進法第六条「事業主の責務」及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」 (R2.6 閣議決定)の趣旨を踏まえています。

^{||}地域国際化協会は、総務省の指針に基づき県等が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられた中核的民間国際交流組織で、本 県では「(公財)静岡県国際交流協会」「(公財)浜松国際交流協会」「(一財)静岡市国際交流協会」がこれに該当します。また、 自治体に窓口がある、または自治体の外郭団体などで多文化共生や国際交流を推進している団体を「国際交流協会等」としています。

また、市町国際交流協会等は、NPOや支援団体、外国人住民等とのネットワークを活かし、外国人住民の活躍の機会や地域住民との交流の場の提供に努めるとともに、市町と連携し、日本語教育を推進するための取組を行うことが望まれます。

(4) 留学生が在籍する教育機関

留学生が在籍する教育機関(日本語教育機関を除く)¹²は、就職や進学、研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、業務や学修に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実に努めることが期待されます。

日本語教育機関¹³は、日本語教育の専門機関として、その専門知識や日本語教師等の活用等により行政、企業、地域国際化協会等各主体と連携・協働して日本語教育を推進することが期待されます。

(5) 県民

静岡県民は、地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりに参画することが期待 されます。

外国人等は、日本語学習の意義を理解し、日本語の習得に努めるとともに、地域社会の 一員として積極的に地域活動に参加することが期待されます。

日本人は、日本語教育が多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとの理解のもと、地域日本語教室への参加や「やさしい日本語¹⁴」の活用等により、外国人県民との交流を深めることが期待されます。

4 県と関係機関との連携強化

県は、市町、事業主、国際交流協会、日本語教育を行う機関、外国人等の生活支援を行う団体等、日本語教育に携わる関係者と連携し、本方針に基づく施策を実施するために必要な体制を整備します。¹⁵

¹²本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の 後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しく は特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関

¹³日本語教育機関における勉学を目的とし、「留学」の在留資格で在留するためには、法務省が告示をもって定める日本語教育機関又は 認定日本語教育機関に入学する必要があります。

¹⁴「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を簡単な言葉に言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

¹⁵日本語教育推進法第七条「連携の強化」の趣旨を踏まえています。

第二章 日本語教育についての県の施策に関する事項

Ⅰ 日本語教育の機会の拡充

法第三条第一項によると、日本語教育の推進は「日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれる状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう」行わなければなりません。静岡県は、希望する全ての外国人県民が必要な日本語教育を受けることができるよう、日本語教育機会の拡充に努めます。

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【現状と課題】

(義務教育機関に在籍する児童生徒)

本県に在住する外国人の増加に伴い、県内各地で、学校に在籍する外国人児童生徒等の数も年々増加しており、県内小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は 4,804人¹⁶と過去最高を更新しました。

公立学校に入学することになる外国人児童生徒等は多国籍化しており、また、日本での 生活年数、家庭内での日本語の使用状況、母語が漢字圏であるか等、さまざまな背景を持 っています。

外国人児童生徒等が日本で生活したり学校の授業を理解したりするためには、日本語教育の機会が確保されるとともに、児童生徒の多様な背景を考慮したきめ細やかな日本語教育が必要となります。県教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒数に応じた加配教員の定数措置、特別の教育課程の編成、児童生徒の母語及び日本語が堪能な外国人児童生徒相談員や日本語指導コーディネーター等の配置による適応指導、指導担当者等への助言等を行っています。

一方、母語支援等の対応が必要な言語は増加しており、外国人児童生徒等の散在化に伴い少人数在籍校も増加しています。外国人児童生徒等に必要な日本語能力について、国の明確な基準も示されておらず、十分な日本語教育の実施体制をとることができなかったり、指導方法や外国人児童生徒等の背景がわからず、対応に苦慮したりしている地域や学校もあります。日本語に不慣れな保護者等への情報提供等も課題となっています。

(高等学校に在籍する生徒)

県内公立高等学校に在籍する外国人生徒は、全日制 522 名、定時制及び通信制 348 名となっており、うち 312 名が日本語支援が必要な生徒¹⁷です。日本語支援が必要な生徒は、年々増加する傾向にあります。特に、居住している外国人の多い西部地区では生徒数も多く、定時制高校への外国人の占める割合も高くなってきています。

また、日本語支援を必要とする外国人生徒は、学年に見合った日本語運用能力が未熟なために学習活動に困難をきたすケースが多く、コミュニケーションがうまくとれないことに起因する二次障害も生じてきています。それに加えて外国人の保護者への対応におい

¹⁶ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(R5.5.|現在)

¹⁷県教育委員会「令和 6 年度教務に関する調査」(R6.4. | 現在)

て、言葉の行き違いから問題が大きくなる場合もあります。外国人生徒が多く在籍する定時制高校では、学習言語の習得状況を確認するための専門的スキルを持った教員の育成や 母語支援員の確保に苦労しています。日本語に不慣れな保護者への情報提供も課題です。

県教育委員会では、特に外国人生徒が多い県立高校に対し、NPOや大学生等外部人材を活用した日本語指導を行うほか、外国人生徒が在籍する県立高校へキャリアコンサルティング技能士、日本語コーディネーターを派遣したり、定時制を対象とした就職・キャリアセミナー等を実施したりしています。また、日本語に不慣れな外国人生徒にも高校進学の門戸を広げるため、県立高校9校において、外国人生徒選抜を実施しています。

(その他の幼児、児童生徒)

在住外国人の増加に伴い、就学前の外国人等の子供の数も年々増加しています。特に、 乳幼児期は、社会と関わる経験が乏しいことや言葉や文化の違い等から、就学前教育施設 での集団生活に戸惑いを示す子供も少なくありません。また、幼児教育は義務教育ではな いため、就園に積極的でない保護者もおり、未就園のまま小学校へ入学する子供もいると いう現状があります。本県では、幼児教育への理解を図るために「外国人幼児・保護者の ための手引き」や「乳幼児期の教育・保育理解促進リーフレット」を多言語版で作成し、 就学前の保護者に対する情報提供に努めています。

本県では毎年、外国人児童生徒の就学状況調査を実施しており、令和5年度は42人が不就学¹⁸となっています。就学状況調査の結果を受け、市町に就学状況追跡調査を働き掛け、対象者の就学促進を図っています。

本県では令和5年度に県内初となる夜間中学校を設置¹⁹し、日本語能力や学習の定着度に応じたコースを設定する等、外国人を含む義務教育を十分に受けられなかった方に学びの場を提供しています。しかし、まだその役割は十分に周知されておらず、夜間中学が進路の一つとして認知されていない状況²⁰です。

また、令和6年5月時点で、県内には6校の南米系外国人学校があり、就学前~高等学校相当年齢まで、950人以上が在籍しています。²¹南米系外国人学校では、本国の教育課程に沿って主にポルトガル語による授業が行われており、日本語に触れる機会は僅かしかありません。日本社会との接点も限られています。いずれ本国で進学・就職することを希望している、日本の学校に馴染めず転入した、など保護者や子供が南米系外国人学校を選択する理由は様々ですが、卒業しても本国に帰らずに日本に残る生徒が多いため、日本での生活や仕事に必要な日本語の習得が課題です。²²

¹⁸県「令和5年度就学状況追跡調査」(R5.5.|現在)政令市を除く

¹⁹ 県立ふじのくに中学校(R5.4.| 開校)

²⁰令和6年度の調査では、75.8%の外国人が「ふじのくに中学校を知らない」と回答しています。(令和6年度多文化共生基礎調査 外国人調査)

^{2|}全校がブラジル教育省に認可されているものの、文部科学省が高等学校相当として認定しているのはうち3校のみです。(県多文化共 生課調べ)

²²県多文化共生課が令和5年度に行った調査では、高等部に在籍する生徒の約 70%がほとんど日本語を話さない生活を送っており、日常生活で一番日本語を話す場面は「買い物」と回答しています。一方、卒業後はほとんどが日本に残ることを選んでいます。

【施策の方向性】

将来の本県を担う子供たちがその能力を伸ばし、未来を切り拓いていくためには、適切な教育の機会が確保されることが必要であり、外国人児童生徒等の就学促進、学校の受入れ体制の整備、日本語指導・生活指導、進路指導等のために必要な施策を講じます。

施策の実施においては、子供たちの母語・母文化の重要性に留意して行う²³ほか、保護者への教育に関する理解促進に努めます。

日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目指します。

【取組例】

(義務教育機関に在籍する児童生徒)

- 引き続き、日本語指導が必要な児童生徒数に応じた教員の定数措置、特別の教育課程 の編成、児童生徒の母語及び日本語が堪能な外国人児童生徒相談員や日本語指導コー ディネーター等の配置による適応指導、指導担当者等への助言等の義務教育機関への 支援を行います。
- ・外国人児童生徒等への多言語対応のひとつとして、「やさしい日本語」を普及活用するため、教職員研修を実施します。
- •日本語に不慣れな保護者に対しては、多言語や「やさしい日本語」による情報提供²⁴に 努めます。
- 専門的な学習言語を習得する上で、家庭での母語使用や母国及び日本の文化理解等は 非常に重要なため、その重要性について、教職員、指導担当者への研修会等において 改めて周知します。

(高等学校に在籍する生徒)

- 引き続き、NPO や大学生等外部人材を活用した日本語指導を行うほか、外国人生徒が在籍する県立高校へキャリアコンサルティング技能士、日本語コーディネーターを派遣します。また、定時制高校でのキャリアセミナー等、企業を知り進路選択の幅を広げる機会を提供します。
- 教育相談のための外部人材の活用を進めます。
- 特別の教育課程実施に向けて、各学校の状況を踏まえた実施方法を検討します。
- 日本語に不慣れな生徒や保護者にもわかりやすいよう、配布物や掲示等での「やさしい日本語」の活用やルビ振り等に努めます。
- 全ての県立高校を対象に、教員支援を目的とした通訳の派遣を進めます。
- ・外国人生徒選抜実施校や、外国人生徒が多く在籍する定時制高校教員を対象とした研修を実施し、専門的スキルを持った教員を育成します。

²³「令和5年度外国にルーツを持つ子どもの実態・課題把握調査」(県多文化共生課)では、外国人等の子供の自尊感情を育むには母語・継承語が重要であること、学校や家庭での満足度向上のためにも母語・継承語習得が重要であることが示唆されました。

²⁴文部科学省「外国につながりのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト かすたねっと」には、日本語学校生活について紹介 する動画が多言語で公開されています。

(その他の幼児、児童、生徒)

- ・幼児教育・保育の質を全ての子供に保障するために県が設置した多職種からなるサポートチームに日本語指導コーディネーターを加え、園を訪問して就学前の外国人等の子供や保護者への支援について助言等を行ったり、研修動画コンテンツを作成したりして、保育者による保育の質の向上を図ります。
- ・特別支援学校においても外国人児童生徒相談員等の配置等により、外国人児童生徒本人や保護者に対して適切な説明や指導・支援を行います。配布物や掲示等での「やさしい日本語」の活用やルビ振り等に努めます。
- 引き続き外国人児童生徒の就学状況調査を実施します。国の指針²⁵に基づき、外国人の子供の就学促進に努めるほか、市町と連携し、学校への円滑な受入れのために必要な施策を講じます。
- また、国の補助事業を活用し、市町がプレスクールや学習支援教室等、学校内外で学習に必要な日本語を学ぶ場を提供することができるよう支援します。
- ・夜間中学の理解促進に向けて、校長会や教頭会などで広報活動を行うとともに、関係 者向けの説明会や体験授業などを実施します。
- ・南米系外国人学校に在籍する生徒が企業を知り、社会に接する機会を提供することで 進路選択の幅を広げ、日本語を学ぶモチベーションを高めます。
- 地域の日本語教室等で、来日直後や就学年齢を超過して来日した子供、南米系外国人 学校に在籍する子供等が生活に必要な日本語を学び、地域社会と関わる機会を提供し ます。

9

²⁵文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(R2.7.1)

(2) 外国人留学生に対する日本語教育

【現状と課題】

静岡県内の大学、専門学校、日本語教育機関等に在籍する留学生は令和5年5月1日現在3,915人²⁶となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に回復してきています。

国は、教育未来創造会議²⁷の報告を踏まえ、外国人留学生の数を令和9年までに 30 万人超、令和 15 年までに 40 万人²⁸に増加させることを目標にしており、本県においても一層の留学生受入れを目指しています。しかし、国内の高等教育機関等を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は 44%²⁹に留まっており、留学生が日本国内で就職する課題として、留学生と企業の間のミスマッチの存在が挙げられています。

本県では、留学生の日本語等の学習機会を提供するほか、日本語能力試験の受験料補助 や日本語学習意欲の向上のための施策を実施するなど、留学生の日本語能力向上に努めて います。

【施策の方向性】

日常生活、学修に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する教育機関等を通じた支援の充実に努めます。

また、県内就職や進学を希望する留学生がその希望を叶え、将来にわたり県内で活躍できるよう、職場等でのコミュニケーションや日本での就職等に必要な能力を身に付けることができるよう地域の日本語教室や教育機関等を通じた支援を行います。

【取組例】

- ・留学生が地域の日本語教室で生活に必要な日本語を学び、地域社会と関わる機会を提供します。
- 就職に必要な知識や日本語教育機会の提供、県内就職・定着ロールモデルとの交流、 県内企業と留学生とのマッチング機会の提供等により、外国人留学生の県内定着を促進し、就職(出口)の成果が留学生の受入れ(入口)の拡充につながる好循環システムを構築します。

²⁶独立行政法人日本学生支援機構「2023(令和5)年度外国人留学生在籍状況調査」。国別ではネパールが最も多く、次いでミャンマー、中国となっています。

²⁷内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚等を構成員として令和3年に設置されました。

²⁸教育未来創造会議 第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>」

²⁹独立行政法人日本学生支援機構「2022(令和4)年度外国人留学生進路状況調査」

(3) 外国人等の被用者等30に対する日本語教育

【現状と課題】

県内の外国人労働者数は令和5年10月末現在74,859人と、過去最高を記録しました。 平成2年の入管法の改正以降急増した身分又は地位に基づく在留資格の者は、ブラジル、 フィリピンを中心に全体の53%と多数を占めていますが、近年ではベトナム、インドネシ ア等の技能実習生や、ネパール等の専門的・技術的分野の在留資格に基づく労働者も増え ています³¹。

ブラジル等、身分又は地位に基づく在留資格が多数を占める国籍では、派遣労働者が多 く、通訳者等が配置されており、業務であまり日本語を必要としない場合があります。

企業等においては、主にOJT³²を通じて業務に必要な日本語を教えたり、やさしい日本語で社内コミュニケーションを図ったりするなどしています。日本語教室を開催したり、外国人被用者等の日本語学習の費用を負担し、日本語教育の機会を提供したりしている企業等もあります。

技能実習の在留資格に基づく者は来日前に一定の日本語教育を受けています。さらに、本県では、技能実習生の受験する技能検定試験(基礎級)に対応した日本語研修を行っています。

介護の分野では、経済連携協定に基づく受入れ制度により 52 人が県内の受入れ施設において就労しているほか、特定技能(介護)の在留資格に基づく 321 人等が介護の現場で就労しています³³。一方、単独では教育体制が整わないなど、受け入れをためらう介護事業所も多く存在しています。本県では、介護業務に必要な日本語の読み書きを中心とした日本語能力を習得するための日本語研修を実施しています。

このように、外国人被用者等の日本語習得状況には差があり、在留資格、職種や職場によって、必要とされる日本語能力も様々です。中小企業等からは、単独で日本語教育の体制を整備することが難しいという声も聞かれます。

加えて、令和6年6月には、国において技能実習制度を廃止し新たに育成就労制度を創設する旨の法案が成立し、3年以内に新制度へ移行することが予定されており、外国人被用者と雇用者である企業との関係性や在留資格制度の状況は今後も変化していくものと思われます。本県と各経済団体は、平成24年に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章³⁴(以下「労働者憲章」という。)」を定め、企業が、日本語教育を含む外国人労働者の安全で働きやすい労働環境の確保に取り組むよう、働きかけています。

³¹静岡労働局「静岡県の『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(R5.10 末現在)

_

³⁰法第 |4 条における「外国人等である被用者等」を指します。

³² on the job training:実際の仕事を通じて指導し、技術や知識などを身につける教育手法のこと。

³³県「外国人介護職員就業状況調査」(R5.10.1 現在)

³⁴企業が外国人労働者の「日本語教育・日本文化等への理解」「地域社会参画機会の確保」「子供の教育」に取り組むことなどが盛り込まれています。

外国人被用者等も皆、静岡県に住む地域住民です。本県では、全ての外国人被用者等が 生活に必要な日本語を身につけ、地域社会と関わることができるよう、地域における日本 語教育を推進しています。

【施策の方向性】

労働力人口が減少している中、外国人被用者等は本県経済を支える重要な存在になっています。また、企業等における外国人材の活躍は、単に人手不足の補完ではなく、異なる文化的背景を持つ人材が集まることで、新しい発想や価値観が生まれ、企業等の活性化や成長につながる可能性があります。

外国人被用者等が業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場等でのコミュニケーションや、お互いの文化理解を促進するために必要な日本語能力を身につけることができるよう支援します。

また、職場等において円滑なコミュニケーションがとれるよう、受入れ側の環境整備を 図ります。

【取組例】

- 外国人被用者等への日本語教育の機会が提供されるよう、企業等に対する地域の日本 語教室等に関する情報提供を行います。また、日本語教育の実施を希望する企業等に 対して、日本語指導者や教材等の情報を提供し支援します。また、雇用する外国人等 の家族に対しても、可能な限り同様の支援がなされるよう、企業等を支援します。
- ・外国人被用者等が円滑なコミュニケーションをとることができるよう、職場等における多言語や「やさしい日本語³⁵」化、日本人従業員への多文化理解等を支援します。
- ・技能実習生向けの日本語研修³⁶の中で、学習支援に加えて居住する自治体が実施する外 国人居住者へのサービス等の紹介を通じて、地域への定着を支援します。
- ・介護の現場で働く外国人のため、介護記録を作成する上で必要な日本語の読み書きを 中心とした日本語研修を引き続き実施します。
- ・令和6年7月に設置した静岡県国際介護人材サポートセンターにより、外国人介護職員のために、日本語研修を共同で実施する介護事業所に対して、講師派遣等の支援を行います。
- 経済団体等と協力して、労働者憲章の更なる普及に取り組みます。
- ・外国人被用者等が地域の日本語教室で生活に必要な日本語を学び、地域社会と関わる 機会を提供します。

__

³⁵本県では、企業で活用できる e ラーニング動画を作成する等、「やさしい日本語」の普及に努めています。

³⁶関連法の改正により技能実習制度は育成就労制度に移行することとされていますが、本方針策定時点で詳細が示されておらず、今後の 国の制度設計を踏まえて内容を検討する必要があります。技能実習生向け研修制度についても同様です。

(4)地域における日本語教育

【現状と課題】

地域における日本語教育(以下「地域日本語教育」という。)は、本県に在住する全ての外国人をその属性に関わらず対象とし、生活に必要な日本語能力を身につけ、日本語で 意思疎通を図り、生活できるよう支援するものです。

「はじめに」で述べたように、本県には、滞在期間と日本語能力が連動せず、長く日本に住んでいても日本語でのコミュニケーションが難しい外国人県民が多く在住します。県は、令和元年度に「静岡県地域日本語教育推進方針³⁷」を定め、本県の特徴である身分又は地位に基づく外国人をはじめとした、希望する全ての外国人県民が「県内どこに住んでいても生活に必要な最低限³⁸の日本語を身につけることができる日本語教育の場づくり」に取り組んできました。また、地域日本語教育は「地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進する」ものでもあります。

この方針に基づき、本県では令和2年度から地域日本語教育総括コーディネーターを配置し、日本語指導者の養成、教材の開発、人材バンクの設置等を進めたほか、8市町においてモデル教室を設置・運営しました。また、市町の地域日本語教育のための間接補助制度を制定し、取組を進めています。

令和6年度には8の市町が国・県の事業を活用して地域日本語教育に取り組んでいる³⁹ ほか、17の市町において、日本語教室が設置されています。市町が設置している教室、国際交流協会や NPO が運営している教室等その形態は様々ですが、多くは法施行前から地域に根付いて活動してきたボランティアによる日本語教室です。ボランティアによる教室は外国人住民が日本語を学ぶ場として、また日常的かつ継続的に交流する場として重要な役割を果たしていますが、日本語教育に関する専門知識を持っている者が少ない、ボランティアの高齢化が進んでいる、財源が不安定等の課題もあり、民間の教室については、行政の実施する日本語教室との役割分担や位置づけ等が求められています。

一方、10 市町には日本語教室が設置されていません。これらの地域には日本語の指導者もおらず、教室開設のためのノウハウもないことから、本県では、国の実施するスタートアッププログラム⁴⁰の活用を勧めており、令和6年度までに3市町がこのプログラムを活用し、日本語教室開設の準備を進めています。

国は「地域における日本語教育において目指すべき日本語レベル」を自立した言語使用者である「日本語教育の参照枠」BIレベルとしていますが、本県ではまず、ほとんど日本語が話せない初期の学習者を対象とした日本語教室の普及を進めており、国の求めるレベルの日本語教育は提供できていません。

-

³⁷計画期間を令和2年度~6年度とし、県の地域日本語教育について定めた方針。本方針は、この「地域日本語教育推進方針」を包含するものと位置づけられます。

³⁸とよた日本語学習支援システム日本語能力判定委基準の「レベル2」(「日本語教育の参照枠」A2 相当)を指します。

³⁹国の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用している市町

⁴⁰文科省「生活者のための日本語教室空白地域解消事業地域日本語教育スタートアッププログラム」。国が派遣するアドバイザーの指導・助言のもと、3年間で日本語教室立ち上げを目指すものです。

【施策の方向性】

外国人県民は生活者・地域住民であり、まちづくりを進める重要なパートナーです。また、外国人県民の持つ文化的多様性は、まちの活力や革新、創造、成長の原動力となる可能性があります。外国人県民が地域社会の構成員として社会参画するためには、日本人との円滑な意思疎通が必要です。

希望する全ての外国人が生活に必要な日本語を身につけることができるよう、地域日本 語教育の場づくりを推進します。

地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進します。

【取組例】

- ・県に、地域日本語教育総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーター⁴¹を 配置し、県内の地域日本語教育体制を整備することで、地域の更なる活性化と多文化 共生社会の形成を推進します。
- ・地域日本語教育コーディネーターを中心に、NPOや民間の日本語教室との役割分担を明確にし、市町の日本語教育の体制構築や様々な取組に対する助言・指導を行います。
- ・市町における地域日本語教育コーディネーターや日本語教室で活躍する指導者等、日本語教育の専門人材の養成を行います。また、日本語教育人材バンクを設置し、運営します。
- 国の補助事業を活用し、企業等と連携した日本語教室の実施や教材開発、広域連携での実施等、市町の実情に合わせた様々な取組に対する補助を行うことで、行政が主体となって地域日本語教育に取り組むことができるよう支援します。
- 日本語教室空白市町の解消に向け、多文化共生や日本語教育に関連する情報の提供を 行うとともに、オンラインでの教室実施や国のスタートアッププログラムの活用等を 働きかけます。
- ・国が「地域における日本語教育において目指すべき日本語レベル」として定めている 自立した言語使用者である「日本語教育の参照枠」BIレベル⁴²に対応するカリキュラム の開発について、県内の地域日本語教育の状況を考慮しつつ、検討していきます。

⁴¹地域日本語教育コーディネーターは、地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを構想し、域内の日本語教室への指導・助言等を行います。総括コーディネーターは、地域日本語教育コーディネーターの中で司令塔の役割を果たす者で、市町等と連携して事業を推進します。

⁴²文化審議会国語分科会「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(R4.II.29)

2 県民の理解と関心の増進

外国人等が地域社会の一員として受入れられ、社会に参加して共生していくためには、 日本語能力を身につけ、日本語によりコミュニケーションをとることができるようになる ことが必要です。

また、日本語教育は、住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、社会的意義も大きいことから、県民の日本語教育に対する理解と関心の増進も重要です。

【施策の方向性】

「やさしい日本語」の普及や、多様な国籍・ルーツをもつ県民の交流機会の創出など、 多文化共生関連事業を通じて、県民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供します。

【取組例】

- ・生活、防災、教育、福祉等、様々な分野における「やさしい日本語」の普及に取り組みます。
- ・県民を対象としたイベントや研修、ウェブサイト等により、日本語教育に関する情報 提供を行います。
- ・学校や地域における多文化共生・国際理解講座の実施等、多様な国籍・ルーツをもつ 県民の交流機会を創出・増強します。

3 日本語教育に従事する者の能力及び資質の維持向上

文科省の調査⁴³によると、県内の日本語学習者数 6,494 人に対して、日本語教師等の数は 1,384 人となっています。また、日本語教師等のうち約 30%を非常勤、約 60%をボランティアが占めています。

外国人数の増加や日本語教育への関心の高まり等を背景とし、日本語教師等のニーズは 高まっています。

【施策の方向性】

地域の日本語教室等で活躍するための人材養成及び資質・能力を向上させるための研修 等を実施します。

【取組例】

- 地域の日本語教室で活躍するための人材(コーディネーター、指導者等)を育成する ため、各種研修会等を実施します。また、国の補助事業を活用し、市町が研修会等を 実施するための費用を補助します。
- ・日本語教育人材バンクを設置・運営し、地域の日本語教室や教育現場、企業、日本語教育機関等に情報提供を行います。

⁴³文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」(R4.11.1 現在)

第三章 その他日本語教育の推進に関する事項

推進体制

本方針に基づく施策を総合的かつ効果的に実施するため、県は、以下の推進体制により 日本語教育を推進します。

(I)静岡県多文化共生推進本部

多文化共生の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として 設置する、県庁内の組織です。副知事を本部長とし、各部局の長を構成員として、日本語 教育を含む計画の策定、施策の総合的な企画・調整・推進等を行います。また、必要に応 じてプロジェクトチーム44を設置します。

(2) 静岡県多文化共生審議会

静岡県多文化共生推進基本条例45に定める、外部有識者等を構成員とする会議です。多文 化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議するほか、実施状況につ いて、知事に意見を述べることができます。

(3)静岡県日本語教育基本方針検討(推進)会議

本方針の策定に当たり設置した、外部有識者等を構成員とする会議です。本方針の内容 を審議するほか、本方針の見直しに関して調査審議を行います。また、本方針を推進する ため、各分野の情報の共有等を行います。

(4) 静岡県地域日本語教育総合調整会議

静岡県地域日本語教育体制構築事業を効果的かつ円滑に推進することを目的として設置 する、外部有識者等を構成員とする会議です。地域日本語教育を推進するための体制構築 や、事業に対する助言・指導を行います。

(5)静岡県多文化共生課

本方針の策定、見直し等に関する事務を所掌するとともに、庁内関係各課及び関係機関 と連携・調整し、県の日本語教育推進に関する全体の進行管理等を行います。

日本語教育関連施策の推進計画及び方針の見直し 2

「はじめに 2 位置づけ」で示したとおり、本方針は、静岡県における日本語教育の 推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定するもの であり、本方針に基づく具体的な取組や数値目標は、別途策定する「多文化共生推進基本 計画46」に定めます。

また、本方針は、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状 況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

⁴⁴本基本方針の策定に当たり、「日本語教育プロジェクトチーム」を設置し、方針案の検討を行いました。

⁴⁵ 第四章 静岡県多文化共生審議会(第 12 条 - 第 17 条)

⁴⁶県の多文化共生施策の全体計画で、4年程度に一度、改訂を行っています。